

## 鳥取県・岡山県共同アンテナショップ催事スペース利用細則

### (目的)

第1条 この細則は、鳥取県・岡山県共同アンテナショップ催事スペース利用要綱（以下「要綱」という。）に基づき、催事スペースの利用の細目について定めることを目的とする。

### (利用料等)

第2条 催事スペースの利用料は、別表のとおりとする。ただし、県が主催・共催する催事及び鳥取県・岡山県共同アンテナショップ飲食店舗運営業務委託契約書に係る覚書1項に規定する催事については、無料とする。

### (利用申込み等)

第3条 催事スペースを利用しようとする者は、あらかじめ電話等により空き状況を確認し、仮申込みを行った上で、原則、その日から1月以内又は利用日の2週間前までのいずれか早い日までに利用申込書を提出しなければならない。

2 前項の利用申込書の提出に当たっては、暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書（以下「表明・確約書」という。）を添付しなければならない。ただし、要綱第3条第1号及び第2号に掲げる催事については、表明・確約書の添付を省略することができる。

3 第1項の仮申込みの受付開始時期は、次の表のとおりとする。

受付開始時期	利用できる催事
利用日の属する年度の 前年度初日から	要綱第3条第1号から第3号までに掲げる催事
利用日の6ヶ月前から	要綱第3条第4号及び第5号に掲げる催事
利用日の1ヶ月前から	要綱第3条第6号に掲げる催事

### (利用の取消し)

第4条 利用者は、要綱第5条第2項の規定により、利用を取り消した場合には、依頼書の提出時期により、次の表のとおりキャンセル料を支払わなければならない。この場合において、知事は、支払済みの利用料に係る還付金額とキャンセル料とを相殺することができる。

提出時期	キャンセル料
利用日初日の1ヶ月前まで	無し
利用日初日の1ヶ月前の翌日から2週間前まで	利用料金の50%
利用日初日の2週間前の翌日から当日まで	利用料金の全額

2 前項の規定にかかわらず、天災等その他特別な事情で利用を取り消すことがやむを得ない場合は、キャンセル料は発生しないものとする。

## 附 則

この細則は、令和5年10月1日から施行する。

### 別表

時間帯	県内者非営利	県内者営利	県外者非営利	県外者営利
① 10時～13時	¥2,400 (¥218)	¥4,800 (¥436)	¥24,000 (¥2,181)	¥48,000 (¥4,363)
② 13時～17時	¥3,200 (¥290)	¥6,400 (¥581)	¥32,000 (¥2,909)	¥64,000 (¥5,818)
③ 17時～20時	¥3,000 (¥272)	¥6,000 (¥545)	¥30,000 (¥2,727)	¥60,000 (¥5,454)
④ 10時～20時	¥6,400 (¥581)	¥12,800 (¥1,163)	¥64,000 (¥5,818)	¥128,000 (¥11,636)
⑤ 延長(1時間)	¥800 (¥72)	¥1,600 (¥145)	¥8,000 (¥727)	¥16,000 (¥1,454)

( ) 内は消費税額及び地方消費税額(10%)

注1 表中「県内者」とは、要綱第3条第1号から第4号までに掲げる者及び同条第5号に掲げる催事の主催者をいい、「県外者」とは、それ以外の主催者をいう。

注2 表中「営利」とは、物品の販売等来場者を対象とした商業行為を行う催事や飲食店舗から提供を受けた飲み物や料理に要する経費以外の入場料、受講料、会費等を徴収して行う催事をいい、「非営利」とは、それ以外の催事をいう。

注3 催事スペースの1回の利用期間は、原則として7日以内とする。ただし、仮申込みの状況等によっては、必要に応じて利用日数等を調整する場合がある。

注4 上記の表に掲げる各時間帯の一部を使用した場合であっても、それぞれの時間帯区分に応じた利用料の全額を支払わなければならない。

注5 搬入・搬出等に要する時間も、利用時間に含むものとする。